



平成 24 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 徳倉建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 徳倉正晴  
(コード番号 1892 名証第2部)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 郡司哲夫  
(TEL. 052-961-3271)

### 行政処分（指名停止）に関するお知らせ

当社は平成 24 年 11 月 1 日付けで、以下のとおり外務省国際協力局長より「無償資金協力事業における措置の適用等に関する通知」を、独立行政法人国際協力機構（JICA）より「措置の実施について」を受けましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 措置の期間：平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日（6 ヶ月）
2. 措置の内容  
外務省：上記の期間、無償資金協力事業への参加を認めない  
JICA：上記の期間、JICAが実施する資金協力事業への参加を認めない

### 当社の対応

措置の理由は平成 20 年度対ザンビア無償資金協力「リビングストーン市道路整備計画」の施工及び瑕疵に関するものですが、現在、情報を収集し確認して対応を検討しているところであります。対応が決定し、業績への影響が認められる場合は、直ちに発表いたします。

以上